

報告第9号

専決処分について報告の件

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので報告するものであります。

令和2年9月24日提出

芽室町長 手 島 旭

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定

町は、損害賠償の額を次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の額 1,683円
- 2 損害賠償の相手方 清水町旭山24
株式会社ファームタキモト
代表取締役 滝本 耕一

令和2年9月2日 専決処分

説 明

令和2年8月9日午前8時頃、町道報国六線を南から北へ走行中の相手方車両が、芽室町美生6線22番地5地先で車道上に傾斜した視線誘導柱に接触し、左アンダーミラーを損傷させたものであります。

位置図



事故発生状況図

